

「鳥インフルエンザ発生における 京都市学校飼育動物への対応について」

和田 茂雄

1 はじめに

平成16年1月12日に山口県養鶏所で79年ぶりに鳥インフルエンザが発生した。続いて2月18日、大分県でペットのチャボからウイルスが検出され、ほぼ同時期に京都府丹波町採卵養鶏場で鶏大量死の報告があり、27日、簡易検査で陽性反応を確認、半径30キロ以内の養鶏場の鶏と卵の移動自粛要請がだされた。

社団法人京都市獣医師会（以下市獣）は平成11年より京都市教育委員会（以下市教委）と「動物介在教育」と「学校飼育動物診療体制の充実および飼育指導」において共同事業を実施しており、今回の鳥インフルエンザ発生においても免疫的知識の啓蒙および鳥類学校飼育動物管理指導において、迅速かつ正確な対応ができた。その概要を報告する。

2 経過および対応

平成9年より市獣動物愛護環境保全委員会で全国地方獣医師会の学校飼育動物対応の情報収集を始め、前述のように11年、市獣学校飼育動物対策委員会を立ち上げ、市教委と共同事業を行ってきた経緯があり、鳥インフルエンザ発生において日本獣医師会（以下日獣）、日本小動物獣医師会（以下日小獣）、全国学校飼育動物獣医師連絡協議会（CAS）からの文章、通達、パンフなどスムーズに市獣から市教委、学校に伝達されシステム上はさほど混乱なく対応できた。しかし教育現場では保護者、PTAの動揺が広まるところが見られ希望校より優先的に健康診断を実施し、沈静に努めた。

京都府で発生が確認される前の2月18日、日小獣学校飼育動物対策委員会より対応文書が出され、翌19日、日獣学校飼育動物委員長、会長名で教育関係者、保護者に緊急提言が発せ



られたのに続き20日、市獣会長名で、市教委関係者、市獣会員に市獣独自の対応文書を配布した。

同日、市教委は京都市教育長名で市立校園長に対処文書を配布した。その内容は「子どもたちの豊かな心を育てるための活動の意義から鳥類学校飼育動物の衛生的な飼育管理や手洗い・うがいの励行を図る」とあり、決して子ども達に飼育動物への接触を禁じたものではない。

ただこの時点で、市教委の担当が指導部学校指導課から体育健康教室に変更になった。市獣としては今まで共同事業を行ってきた市教委メンバーと協力してことに当たりたいと思っていたが行政上やむをえず、体育健康教育室職員と以下の対応を実施することになった。

京都府丹波町採卵養鶏場で鶏の大量死が報告され、27日、簡易検査で陽性反応を確認、半径30キロ以内の養鶏場の鶏と卵の移動自粛要請が出された。移動制限地区には京都市の西京区、右京区、北区の一部が含まれた。その地区の希望校より優先的に健康診断を実施し、市獣独自で作成した「鳥インフルエンザ対応チェックリスト」を活用した。約2週間で52校園の健康診断を実施し、内27校園でおもに鶏

による口腔スワブを採取し検査機関で簡易検査をおこない全羽陰性と結果が出た。

3月7日に園部町死亡カラスからウィルス分離され緊張が走ったが、鳥類学校飼育動物と野鳥との接触を避け、飼育舎への進入防止、給水原への接近の防止徹底の再通達を出した。

4月13日、京都府知事が鳥インフルエンザ「終息宣言」を発表し移動制限地域を解除した。

27日、京都市長、教育長より鳥インフルエンザ防疫に対し市獣へ感謝状が授与された。

3 総括と今後の課題

2月20日の市教委よりの文書では子どもたちへの接触を禁じたものではなかったが管理職、飼育担当教職員の判断で相当数の学校で鳥類飼育は教職員の手で行われた。

結果、「いつから子どもたちに触れさせていいですか」という質問が市獣に多く届いた。

4月13日の「終息宣言」のあと徐々に子どもたちに飼育をさせるようになり夏にはほとんどの学校で元の状態に戻った。

12月17日に元従業員および府職員の血清抗体陽性が発表されたが現場での混乱はな

かった。保護者、PTAが動揺した学校でも管理職が市獣と連絡をとり、獣医師が健康診断を実施してくれているという説明でほとんどのところが理解をした。

市獣と市教委は健康体制において明確な契約を締結しておらず、地域の開業会員が各病院でそれぞれの学校飼育動物における診療を分担している。近いうちに明文化する予定である。動物介在教育で十分な協力体制をとっているとおのずから学校飼育動物の飼育環境が改善され、診療頭数も減少する。

今回の鳥インフルエンザ発生においてもお互いの信頼関係が良好に保たれ対応できたのは既存の努力の大きな成果と思われる。今後も「動物介在教育」と「学校飼育動物診療体制の充実および飼育指導」によりいっそう力を入れていきたい。

((社)京都市獣医師会理事・学校飼育動物対策委員長 京都市下京区西七条掛越町65)

